

## 姫路市教育委員会会議録（令和5年2月）

○ 日 時 令和5年2月16日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第42号 令和5年度教育委員会関係予算について

議案第43号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第9回 教育委員会所管分）について

議案第44号 姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部改正に関する意見聴取について

議案第45号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

議案第46号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

議案第47号 地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について

議案第48号 姫路市立高等学校在り方方針の策定について

議案第49号 令和5年度学校園教育指針について

日程第4 報告

1 姫路市立荒川小学校の過大規模化への対応について

2 姫路市教職員・児童生徒意識調査2022調査結果について

3 教育委員会事務局における令和6年度の指定管理者制度更新対象施設について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、森下委員、山下委員、角谷委員、中野委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、鈴木教育企画室主幹、沖端教職員課長、森学校指導課長、内海健教育課長、春名健康教育課主幹、畑本人権教育課長、西川教育研修課長、柳田生涯学習課長、藤原こども保育課長、赤松幼保連携政策課長

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により角谷委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議及び公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。  
まず、一括審議についてですが、議案第44号及び第45号は、関連がありますので、一括審議としたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第44号及び第45号は、一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第42号及び第43号は、会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、議案第48号、報告事項の1及び3は、同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。

教育長

- また、議案第42号、第43号及び第48号並びに報告事項の1及び3の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、非公開事由の消滅後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 42 号、第 43 号及び第 48 号並びに報告事項の 1 及び 3 は、非公開と決定します。

また、非公開とした議案及び報告事項の会議録については、非公開事由の消滅後に公表することと決定します。

教育長

- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
議案第 44 号 姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部改正に関する意見聴取について  
及び  
議案第 45 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について一括審議します。  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (こども保育課長 議案第 44 号及び第 45 号について説明)

まず、議案第 44 号「姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部改正に関する意見聴取について」御説明いたします。

姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定に当たり、令和 5 年 2 月 6 日付けで、市長が教育委員会に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見伺いを行いました。この議案は、それに対して、教育委員会の意見を決定し、回答しようとするものでございます。

改正条例案は、令和 6 年 4 月からの市立幼稚園と市立保育所の一体化による幼保連携型認定こども園の設置に向けて、複数の関係条例の改正を一括して行おうとするもので、当該条例案第 3 条として姫路市立学校条例の一部改正が含まれております。

それでは、教育委員会関係分の「姫路市立学校条例の一部改正」につきまして、御説明いたします。

「1 改正の理由」についてでございます。大塩幼稚園と大塩保育所の一体化につきまして、平成 31 年 2 月の定例教育委員会にて議決していただいておりますが、令和 5 年度の開園に向けて幼保一体化施設の整備を行う予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症対応の影響により市税収入等が大幅に減少する中で、令和 3 年度予算編成において投資的経費の見直しが行われ、こども園化に関する費用については、令和 3 年度予算への計上を見送り、事業そのものを見直すこととしておりました。その後、大塩地域については、地域の児童の減少などにより、必ずしも当初計画していたような建て替えをせずとも、既存の保育園舎を活用することでこども園化できる見通しが立ったため、こども園化の方向性は維持され

ていたことから、今回、こども園化に向けた条例改正を行うものでございます。この改正条例案は、両施設について、令和6年4月1日から幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、同幼稚園と同保育所を廃止し、大塩こども園を設置する改正となっております。

「2改正の概要」についてでございます。第3条関係となりますが、姫路市立学校条例の一部改正として、市立幼稚園の名称及び位置を定める別表第2において、「姫路市立大塩幼稚園」を削除いたします。

「3施行期日」は、こども園へ移行する令和6年4月1日でございます。

回答としましては、「異存はありません」としたいと考えております。

続きまして、議案第45号「姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

まず、「1改正の理由」でございますが、大塩幼稚園について、令和6年4月1日より幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い必要な改正を行うものでございます。

次に「2改正の内容」でございますが、別表第1から「大塩幼稚園」の項を削るものでございます。

次に「3施行期日」でございますが、改正条例の施行日にあわせて、令和6年4月1日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第44号 姫路市立幼保連携型認定こども園条例等の一部改正に関する意見聴取について  
及び  
議案第45号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について  
  
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第44号及び第45号は、原案のとおり可決しました。こども未来局案件が終了いたしましたので、こども未来局職員は退席してください。

教育長

- それでは、委員会を再開します。

教育長

- 次に、  
議案第46号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第 46 号について説明)

「1 趣旨」につきましては、姫路市立梯野外活動センターが廃止となることに伴いまして、市長から地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき市長の権限に属する事務について教育委員会の補助機関である職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員による補助執行を解除することについて、協議の申入れがあったものでございます。

次に、「2 協議の理由」につきましては、「姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例（令和 4 年姫路市条例第 38 号）」により、姫路市立梯野外活動センターが令和 4 年度末をもって廃止となることから、規程上の整合を図るための措置としまして、補助執行の解除について協議するものでございます。

「3 補助執行を解除しようとする事務」につきましては、公の施設の管理に関することのうち「姫路市立梯野外活動センター」に関することとなります。

「4 補助執行の解除日」につきましては、令和 5 年 4 月 1 日からとしております。

市長からの当該補助執行の解除についての申入れに対する回答につきましては、異存のない旨回答しようとするものです。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 46 号 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 46 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、  
議案第 47 号 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第 47 号について説明)

「1 趣旨」につきましては、現在、学校施設課及び白浜小学校が所管する事務の一部に関しまして、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について、市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、協議の申入れを行おうとするものでございます。

次に、「2 協議の理由」につきましては、令和 5 年 4 月以降、白浜小学校相撲場の使用を開始するにあたりまして、土日等の学校休業日については、広く市民が相撲場をスポーツ利用できるよう、学校施設の目的外使用として一般に開放す

る予定でございます。学校施設の目的外使用許可は、学校長の意見を踏まえ、教育委員会が行うものでございますが、当該施設をより広く市民のスポーツの利用に供することができるよう、スポーツ施設の適正な維持・管理のノウハウを有し、円滑な利用申込の手続きが期待できるスポーツ推進室に事務を補助執行させることが適当であるためでございます。

「3 補助執行させようとする事務等」につきましては、姫路市立白浜小学校の相撲場の目的外使用許可及び管理に関すること（修繕及び工事に関するものを除く。）。の事務につきまして、教育委員会から市長の補助機関である職員に補助執行させることとなります。

「4 補助執行の開始日」につきましては、令和5年4月1日を予定しており、状況が整い次第開始することとしております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

協議の理由の中に、「広く市民が相撲場をスポーツ利用できるように」とあります。この場合に、相撲場は小学校の敷地内にありますが、どこまで利用することになりますか。相撲場だけでなく、駐車場の利用等は決まっていますか。

(答)

利用に関しましては、現在スポーツ部局と調整を行っておりまして、基本的には、学校の運営に支障がない範囲で土日を中心に学校行事、地域行事がない日に貸出をするということが前提でございます。相撲場のほか、来校者が停める駐車場を一部貸出しが出来るように話を進めております。ただ、着替え等を行う場所は特段設けておりませんので、簡易なテント等を使って頂いて着替えをして頂くか、隣接するトイレもございますので、そういった所も使って頂くことを考えております。基本的には、相撲場と駐車場スペースの一部を使って頂くことを考えております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第47号 地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第47号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、  
議案第49号 令和5年度学校園教育指針について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 議案第49号について説明)

まず、「学校園教育指針」発刊の趣旨でございますが、本指針は、「姫路市教育振興基本計画」の理念に基づき、本市における教育活動の充実のための基本的方向と具体的方策を示しながら、各学校園が、魅力ある学校教育の推進を協働実践するためのものとして発刊しております。令和5年度学校園教育指針の主な特徴と令和5年度重点項目について説明いたします。

表紙は、姫路城からの写真に、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の6つの校種の幼児児童生徒の活動する様子の写真を掲載しています。

「幼児児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくり」を御覧ください。令和3年の特別支援学級における体罰・暴言事案を受けて、今後、このような事態が起こらないようにするために、教職員の非違行為の防止に向けて、「学校園における体罰・暴言等の非違行為防止策」「働きがいのある風通しの良い職場づくり」「初期対応・相談機関の周知徹底」の3項目について、留意事項を令和4年度版に引き続き掲載しております。

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応（2類の場合）」を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日より5類に引き下げとなりますので、この対応につきましては、別途通知いたします。よって本ページは削除し、ページ組を調整いたします。

第1部「本市教育振興の基本的な考え方」を御覧ください。第2期姫路市教育振興基本計画より抜粋した「基本理念」「目指す人間像」「基本目標と計画体系」「基本理念の構造図」「計画体系図（学校教育分野のみ）」を掲載し、令和2年度に策定された第2期姫路市教育振興基本計画を周知する内容となっています。

(1)「わかる授業の推進」を御覧ください。令和5年度重点項目の一つです。子供一人ひとりの興味・関心、発達や学習の課題を踏まえて、基礎基本を充実させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業づくりを推進します。

次に、(12)「小中一貫教育の推進」を御覧ください。令和5年度重点項目です。今年度、各ブロックで作成した9年間を一貫したブランドカリキュラムを作成しました。このカリキュラムを活用し、子供たちの主体的・対話的で深い学びを実現し、各学校の「開かれた学校園づくり」「カリキュラム・マネジメント」を推進します。

(17)「特別支援教育の充実」を御覧ください。令和5年度重点項目です。発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を進めます。また、チェックリストを掲載し、特別支援教育の体制を充実させるために活用できるようにしております。

「小規模特認校制度の実施」を御覧ください。令和5年4月から、勘野小学校と安富北小学校において、複式学級の解消等、学校の活性化を図ることを目的として、校区外（市内全域）からの通学を認める小規模特認校制度を実施します。その概要を周知するために囲み記事として掲載しております。

(3)「働き方改革の推進」を御覧ください。令和5年度重点項目です。会議・学校行事等の縮減・精選や、ICT活用による校務・業務の効率化を進めるとともに、教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による円滑な人間関係と風通しの良い働きがいのある職場環境づくりを進めます。

また、「姫路市立あかつき中学校（夜間中学）の開校」を御覧ください。さまざまな事情により、義務教育を受けられなかった人や十分な教育を受けられないまま卒業し、学び直しを希望する人を対象にした夜間中学の開設について、その概要を周知するために囲み記事として掲載しております。

(4)「教育の情報化の推進」を御覧ください。令和5年度重点項目です。GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台の学習者用端末をはじめとするICT機器や教育支援ツール等、ICT環境を効果的に活用した質の高い学校教育を推進します。

「令和5年度学力向上に向けての取組」を御覧ください。令和4年度全国学力学習状況調査結果の分析を踏まえ、姫路の子供に育みたい力、学習指導の工夫改善について、学校、家庭・地域、教育委員会が連携して行う学力向上の取組についての資料を掲載しております。令和5年度は、特に、自分の考えを表現する「アウトプット」の充実の取組の中の、「期待するアウトプット内容の具体化」に重点を置き、取り組んでまいります。

最後に、「姫路市における小中一貫教育のフレームで捉えた義務教育9年間の学び」を御覧ください。姫路市の進める小中一貫教育の取組の構造図を掲載しております。

以上、令和5年度学校園教育指針の特徴と令和5年度重点項目について説明いたしました。2月13日の全市校園長会の場で、令和5年度の教育の方針を説明いたしました。この学校園教育指針の冊子は、3月の下旬には、各学校園に配布し、校園内研修等で全教職員に周知させるとともに、その後も学校訪問時等の指導において等のあらゆる機会を通じて活用してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

項目がたくさんありますが、前回に対して削除若しくは簡素化・縮小した項目はありますか。

(答)

削除した項目はございません。追加した内容としましては、夜間中学校や小規模特認校になります。

(問)

特に簡素化した項目はありませんか。

(答)

今までは、この冊子を全教職員に1人1冊配っておりましたが、来年度は、各学校に幼稚園は3冊、小・中・高は5冊配布し、残りはデジタル化をして見て頂きます。



す。

(問) 1人1人が自分でダウンロード出来ますか。

(答) はい、出来ます。

(問) 学校評議員には配っていたと思いますが、それは各学校で増刷りして配るのですか。

(答) 必要な部分を印刷して見て頂きます。また、ホームページ上でも閲覧可能です。

(問) 就学前教育の推進のところで、公立の幼稚園以外の所からくる子も小学校1年生に繋ぐことになると思います。繋がるのが、特定の連携のある園だけではなく、地域に通う子供たちが全員と繋がる取り組みを望まれていると思いますが、どういったフォローをされていますか。

(答) 幼稚園、保育所、こども園、私立も含めて一緒に研修をしまして、スタートカリキュラムや共通カリキュラムについて研修をする場を今までも設けていますが、引き続き行っていきたいと考えています。

(問) その部分を分かり易くしていただくと、繋がることに戸惑っているところが入って行き易くなると思います。コロナ禍で学校と園との交流が難しかったところもありますが、低学年で躓かないように枠組に組み込んでいただければと思います。

(答) 御指摘いただいたように、小学校低学年に学級崩壊が起こっていることが多いです。そういったことを防ぐために連携をしっかりと取れるように、研修やいろいろな場で周知していきたいと考えております。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第49号 令和5年度学校園教育指針について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員) [ 挙 手 ]

教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第49号は、原案のとおり可決しました。

教育長 ○ 次に、  
報告事項の2 姫路市教職員・児童生徒意識調査2022調査結果について  
事務局からこの件について説明してください。

○ (学校指導課長 報告事項の2について説明)

2011年度より開始した本調査ですが、本年度の変更点として、教職員調査の項目について追加・削除を行いました。追加項目については、これまでの本市の全国学力・学習状況調査と本意識調査の分析を踏まえ、今年度より授業改善の取組として進めている『『アウトプット』をキーワードとした授業づくり』に対する教職員の意識や、研修による教職員の人権意識の実態について点検・評価することを意図したものです。一方で、これまでの継続した取組により一定の成果が見られた項目は削除し、計26項目に精選し実施いたしました。また、児童生徒調査については、昨年度と同内容の計30項目について実施いたしました。

ここでは特に本年度の特徴的な傾向について御報告いたします。

まず教職員調査についてでございます。

こちらは「短時間学習の活用」についての項目でございます。現在、多くの学校で15分程度の時間を活用し、語彙の習得や既習事項の復習、小テスト等を実施し、基礎学力の向上を図っております。また、ドリル学習ソフトを活用し、習熟度に合わせた学習も進めております。昨年度は、臨時休業による授業の遅れを取り戻すため、中学校において本項目の数値が一時的に上昇しましたが、コロナの状況が落ち着きを見せ、今年度は数値が下がっております。しかし、コロナ禍前の2019年度との比較では上昇しており、中学校においても着実に短時間学習の活用が進んでいることがうかがえます。

次に、2「保護者や地域住民との連携・協働」につきましては、コロナ禍の制約の中、実施方法の変更や内容の精選など、各校で様々に工夫し実施をしております。その中で、高校受験を控えた中学校では、これまでの取組を見直す中で、より精選・削減が進み、数値が下がったものと考えております。今後も続くwithコロナの中で、ICTを効果的に活用した情報発信や行事の動画配信など、様々な方法を組み合わせ、保護者や地域住民と連携・協働した取組を充実させていく必要があると考えております。

続いて3「健康・安全面についての教職員の意識」につきましては、昨年度に比べ低下しております。健康面への細やかな配慮を要した学校運営が続く中、コロナ禍も3年目となり、健康面への意識が若干薄れてきたことが要因と考えております。また、日々の各教科や学級活動等での健康・安全に関する指導が、「健康教育」と関連していることへの意識が低いことも一因と考えております。

続いて4の「授業改善に対する教職員の意識」につきましては、小・中ともに上昇しております。新学習指導要領が実施され「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善への意識が高まったこと、端末の整備により、興味・関心に基づいた調べ学習や、協働的な学びの機会が充実したことなどが要因と考えております。また、今年度より「アウトプットをキーワードとした授業づくり」を進めておりますが、約85%の教員が「アウトプットする時間の確保を行っている」と回答しており、授業改善の具体的な方向性を教職員がイメージできたことも、数値上昇の一因と考えております。

続いて5の「人権に関する研修」につきましては、約84%の教職員が成果を感じております。教職員の人権意識はすべての教育の基盤であるため、研修をさらに充実させるとともに、人権教育課発行の通信「道」や、教職員向けの研修プレゼン動画等を効果的に活用し、さらなる人権意識向上を図ってきたいと考えております。

次に、児童生徒調査についてでございます。

6「学校図書館の利用による学習」につきましては、端末の整備に伴い、調べ学習の機会は小・中ともに増えてきておりますが、中学校での図書館使用率は継続して低く、調べ学習活性化との相関は見られません。現在、学校図書館に学校司書を配置し、児童生徒のニーズに合わせた書籍や資料の提供が可能であるため、調べ学習の際に書籍とICT端末の両方を効果的に活用させるなど、ICTとのベストミックスを促進していきたいと考えております。また、効果的な図書館活用について、教職員や学校司書に対し研修を進めていきたいと考えております。

次に、7「パソコンを使った学習」につきましては、約85%の児童生徒が肯定的な回答をしております。端末の全市導入から約2年が過ぎ、タイピングやデータの共同編集、テレビ会議への参加など、基礎的な操作スキルを習得し、自在に端末を使いこなす児童生徒が増えております。また、ドリル学習ソフトや学習者用デジタル教科書など、新しいコンテンツを使用する際も、操作に戸惑う児童生徒は少ないと報告を受けております。今後は、学習課題や自らの関心、疑問に主体的に取り組むための活用や、教科等の本質に迫る学習での活用等、学習における効果的な活用をさらに進めていきたいと考えております。

続いて8「主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善」の児童生徒の実感につきましては、上昇傾向にあります。学校での授業改善が着実に進んでいることに加え、「アウトプットをキーワードとした授業づくり」の発信により、授業改善の方向性が教職員に共有され、自分の考えを書いたり話したりする機会が確保されたことが、結果に反映されたと考えております。特に「発表する機会には、考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫した」の項目の肯定的回答の数値が大きく上昇していることから、今後アウトプットの量の増加に加え、質的改善が進んでいくものと考えております。

続いて9「児童生徒の自尊感情」につきましては、肯定的回答率が昨年度より微増しております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた「チーム学校」としての生徒指導体制が整備され、多面的、多角的な児童生徒理解に基づいた指導に取り組んでいることが要因と考えております。また、コロナの制限が少しずつ緩和され、学校や地域の行事等で活躍する機会が増え、その際に他者と関わる機会や地域での役割を担う場面が増加し、他者に認められる機会が増えたことも一因と考えております。

本調査の結果につきましては、既に各校に送付し、活用をお願いしております。また、今後、市立学校園の全教職員へ配付する『学校園教育指針』にも一部を掲載し、全市的な共有を図りながら、更なる取組の改善に努めたいと考えております。

- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 教職員意識調査の中で、「ブロック（学校）で、目指す子供像を保護者や地域住民と共有していると思いますか。」において 69%で、前年より増えていることは良いのですが、どういった方法でそれぞれの小学校、中学校の校長先生をはじめ皆さんが地域住民とどういったことを持って共有し、共有しているかを把握していますか。
- (答) それぞれの学校で、学校通信や学校のホームページ等に中学校ブロックの共通する目指す子供像等を掲載し、それを地域、保護者等にお伝えする方法を多くの学校でとっております。学校評議員の方々や学校評価等でそういった目指す子供像について周知できているかどうかを学校が年度末に調査を行う学校もありますので、そういった方法で判断をしております。
- (意見) 興味関心があって、確認しようと思う人はホームページ等を見ていると思います。各学校で工夫はされていると思いますが、関心がない地域の方に知ってもらうには、外向きへのアクションを行うことで共有が進むと思います。学校評議員の意見も重要かと思いますが、広くごく普通の方々に興味関心をもって関わってもらえるようにする方策を、学校単位になるのか全体で共有するのかそういったことも含めて、盛り込んで行動に移していただきたいと思います。
- (答) 今頂きました内容を受けまして、どういった方法が良いのかといったこと考えながら進めてまいりたいと思います。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。  
議案第 42 号 令和 5 年度教育委員会関係予算について  
事務局からこの件について説明してください。
- 事務局 ○ （教育次長 議案第 42 号について説明）  
令和 5 年度歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長への意見の申出を行おうとするものでございます。  
歳入及び歳出の科目別予算額一覧表でございます。主な内容や、令和 4 年度当初予算と比較して大きな増減が見られる科目について御説明いたします。  
まず、歳入でございます。「第 45 款分担金及び負担金」から「第 90 款市債」までで、最後の合計欄に記載していますように、総額 37 億 1,055 万 6 千円で、

前年度当初比、2,020万5千円、0.5%の減となっております。

増減の主なものについて御説明いたします。まず、「第55款国庫支出金」が、2億6,449万3千円で、1,045万6千円の増となっております。主な要因でございますが、給食用物資の物価高騰に対応するための学校給食関係経費地方創生臨時交付金を計上しております。また、「第60款県支出金」が、1億1,630万4千円で、2,236万7千円の減となっております。これは主に、スクール・サポート・スタッフに係る県負担率の見直しによるものでございます。「第85款諸収入」が、23億7,686万7千円で、9,442万2千円の減となっております。これは主に、民間開発工事に係る埋蔵文化財発掘調査の完了による文化振興費受託事業収入の減や児童生徒数の減による学校給食収入の減少を見込んでいるものでございます。また、「第90款市債」が、6億4,640万円で、8,910万円の増となっております。小学校の施設改修について補正予算で対応するため減少する一方で、図書館東分館及び安富分館の改修に市債を発行いたします。

歳出につきましては、すべて「第55款教育費」で、「第10項教育総務費」から、「職員報酬給与費」までの、総額177億4,761万9千円で、前年度当初予算に対しまして、6,950万1千円、0.4%の減となっております。

増減の主なものについて、御説明いたします。まず、「第10項教育総務費第23目保健体育費」が、7,700万1千円の増となっており、これは主に、給食用物資の物価高騰を見込んだものでございます。また、「第15項小学校費第10目学校管理費」が、1億8,424万6千円の増となっておりますが、電気代、ガス代の上昇を見込んだものでございます。「第20目学校建設費」が、1億7,745万9千円の減となっておりますが、学校施設改修につきましては、国の令和4年度補助事業で実施することになりましたので、これに合わせて予算年度を変更したものでございます。また、「第20項中学校費第10目学校管理費」が1億1,231万8千円の増となっておりますが、小学校費と同様に電気代、ガス代の上昇を見込んだものでございます。「第38項文化振興費第55目図書館費」が、3億2,190万4千円の増となっておりますが、これは主に、図書館東分館及び安富分館の改修に伴う図書館整備費の増によるものでございます。「職員報酬給与費」が、5億3,278万2千円の減となっておりますが、令和4年4月から、美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館及び公民館担当が他局に移管されましたので、予算につきましてもこれに合わせてものでございます。

次に、教育委員会の令和5年度の主要事業の概要について御説明いたします。重点政策1未来を拓く「ひとづくり改革」の「子育て世代への包括的な支援の推進」として、まず、「より良い教育・保育環境の整備」の「子どもを守る保育環境の整備」の「送迎用バス等の安全対策の推進」につきましては、議案第43号の補正予算において説明を行います。次に、「スクール・サポート・スタッフの配置」につきましては、教職員が児童生徒等と向き合う時間を確保するため、市立小中学校等において教育に係る事務作業等を行う補助員を全校に各1人ずつ配置することで、教育の質の向上を図ります。「活力ある市立小中学校づくりに向けた取り組みの推進」につきましては、児童生徒にとってより良質な環境で教

育が行えるよう、適正な学校規模への移行により、少子化に対応した活力ある学校づくりを推進します。「魅力ある市立高等学校づくりの推進」につきましては、令和4年度に策定する「姫路市立高等学校在り方方針」に基づき、再編・新校設置に向け準備・検討を行います。「多様性を認め合う社会の実現」として、「夜間中学「あかつき中学校」における多様な学びの支援」につきましては、義務教育を未修了のまま学齢期を経過した人や不登校など、さまざまな事情により十分な教育を受けられなかった人の、義務教育を受ける機会を実質的に保障するため、夜間中学「姫路市立あかつき中学校」を東小学校内に開校し、生徒一人ひとりの状況に合わせた教育を推進します。「外国人児童生徒等の受入環境の整備」として、「バイリンガル支援員の派遣」につきましては、通訳や授業の補助等が必要な外国人児童生徒等が在籍する市立小中学校等に、バイリンガル支援員を派遣し、児童生徒及び保護者と教員とのコミュニケーションをサポートすることで、学習支援や生活支援等を実施します。「日本語指導支援員の配置」につきましては、日本語の活用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人児童生徒等が在籍する市立小中学校等に、教員免許を持つ日本語指導支援員を配置し、日本語能力の向上を支援します。

重点政策2生活の質を高める「デジタル改革」の「市民生活の利便性向上に向けたデジタル化の推進」として、まず、「デジタル技術を活用した教育の推進」の「デジタル技術を活用した学習の充実」につきましては、遠隔教育やデジタル教科書、各種アプリ等、ICTを活用した指導と従来の対面指導を組み合わせることで学習の充実に図ります。次に、「教職員のICT利活用への支援」につきましては、教育現場におけるICTの効果的な利活用を促進するため、教職員に対しICTを用いた指導法に関する研修等を開催します。

重点施策6命輝く健康福祉社会の実現の「誰もがいきいきと生きられる社会の実現」として「子どもと家庭を守り支える環境の整備」の「スクールソーシャルワーカーによる支援の充実」につきましては、市立中学校等にスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を含めた児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校への助言を行うことで、教育相談体制の充実に図ります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第42号 令和5年度教育委員会関係予算について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第42号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、  
議案第 43 号 令和 4 年度姫路市一般会計補正予算（第 9 回 教育委員会所管分）について  
事務局からこの件について説明してください。

事務局

- （教育次長 議案第 43 号について説明）  
令和 4 年度姫路市一般会計補正予算（第 9 回 教育委員会所管分）に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見の申出をしようとするものでございます。  
まず、「第 1 表歳入歳出予算補正」を御覧ください。歳入は、国庫支出金 7 億 5,384 万 1 千円、県支出金 90 万円、市債 26 億 1,870 万円、合計 33 億 7,344 万 1 千円を増額計上しています。歳出は教育費 36 億 2,159 万 4 千円を増額計上でございます。  
歳出明細書を御覧ください。まず、第 10 項教育総務費第 23 目保健体育費でございますが、国の補正予算を活用し、学校園において、感染症対策を実施するための物品購入経費として、5,037 万 5 千円を増額するものでございます。第 15 項小学校費第 20 目学校建設費、第 20 項中学校費第 20 目学校建設費及び第 30 項幼稚園費第 20 目幼稚園建設費につきましては、令和 5 年度に実施いたします学校施設の老朽化対策事業及び環境整備事業などの一部を、国の令和 4 年度補正予算を活用して実施するもので、小学校費 28 億 2,929 万円、中学校費 7 億 555 万円、幼稚園費 3,547 万 9 千円を増額いたします。第 35 項特別支援学校費第 10 目学校管理費につきましては、書写養護学校の送迎バスに安全装置を設置するための経費として、90 万円を増額するものでございます。  
歳入明細書を御覧ください。先ほど歳出明細書で御説明しました事業の財源である、国庫補助金 7 億 5,384 万 1 千円、県補助金 90 万円、市債 26 億 1,870 万円を増額するものでございます。  
次に、「第 2 表繰越明許費補正」でございますが、今回の補正予算につきましては、全て令和 5 年度に実施いたしますので、同額を繰越明許費として計上いたします。加えまして、第 45 項「青少年教育費」につきましては、梯野外活動センター境界測量登記委託について、委託内容の追加により今年度内での完了が見込めないため翌年度に繰越すものでございます。  
次に、「第 3 表地方債補正」でございますが、第 2 表で御説明いたしました市債の補正に合わせまして、起債限度額を増額するものでございます。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 43 号 令和 4 年度姫路市一般会計補正予算（第 9 回 教育委員会所管分）について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 43 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、  
議案第 48 号 姫路市立高等学校在り方方針の策定について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 議案第 48 号について説明)

市立高等学校の在り方につきましては、昨年 11 月 30 日の教育委員会において、姫路市立高等学校在り方審議会からいただいた答申を基にまとめた方針(案)とパブリック・コメントを実施する旨をご報告したところでございますが、この度、募集したパブリック・コメントの取りまとめができましたので、その結果と最終的な方針(案)について御提示させていただいております。

まず、市民意見、パブリック・コメントの募集結果について御説明いたします。意見の募集につきましては、昨年末、令和 4 年 12 月 21 日から 1 月 20 日までの 1 か月間実施いたしました。

続きまして、「2 提出された意見について」でございますが、お寄せいただいた意見の数は、31 通 88 件、また、参考意見として、提出要件には当たりませんが、1 通 1 件、頂戴しております。

次に、「(2) 意見の内容」でございます。こちらの表は、いただいた御意見の内容により、方針(案)の構成に沿って分類したもので、「2 基本方針」中、「(2) 市立高等学校の再編」に関する意見を多くいただいております。

続きまして、「3 提出された市民意見とそれに対する考え方」でございます。こちらは、いただいた御意見の内容と市の考え方について、方針(案)に沿って取りまとめたもので、御意見の趣旨が類似するものについては、考え方をまとめて記載しております。

それでは、主なものについて御説明申し上げます。番号 6～13 ですが、「高等学校が統合されると、通学距離や通学時間が長くなり負担となる。」といった「通学」に関する御意見をいただいております。こちらにつきましては、「学校の活力を保つためには、一定の規模が必要であり、再編に当たっては、学区全体で学校の配置状況を勘案しながら進める必要があります。新校舎の建設地については、できるだけ幅広い地域からも通学が可能となるよう、交通利便性や立地条件などを十分に考慮してまいります。」としております。

14～21 ですが、「高等学校が統合されると、公立の高等学校に通えない子どもが増えるのではないか。」といった「受け皿」に関する御意見をいただいております。こちらにつきましては、「学区ごとに必要な学級数は、これまでと同様、中学校卒業生数に応じて確保しますので、高等学校に入学しにくくなるというこ



とはありません。」としております。

23～33 ですが、「統合するのではなく、少人数学級にすればよいのではないか。」といった趣旨の御意見をいただいております。こちらにつきましては、「大規模な学校にすることによって、様々なスタイルの学習が可能になるものと考えており、少人数学習も含め、手厚い教育を進めていきたいと考えております。」としております。

34～37 ですが、「市立高等学校再編と、教育への投資」についての御意見をいただいております。こちらにつきましては、「1校に財源を集中させることで、充実した教育内容の提供と学校施設の抜本的な整備を行い、より一層市民から親しまれ、生徒が憧れる学校にしたいと考えております。」としております。

次に、38～42 ですが、「新設校を現在の姫路高等学校の校地に一旦設置する理由」についての御意見をいただいております。こちらにつきましては、「新校舎を新たに整備するには期間を要し、少子化の進行により学級数が維持できなくなることや施設の老朽化といった課題が深刻化することから、立地や施設の状況等を踏まえ、まずは姫路高等学校の校地で新設校を設置し、教育環境の充実に努めてまいります。」としております。

53～56 ですが、「中高一貫教育の推進、附属中学校を検討する理由」についての御意見をいただいております。こちらにつきましては、「本市のリーディング校として、先進的な教育への取組の研究、実践を進め、その成果を市立学校に還元できるよう、中高一貫教育の導入についても検討してまいります。」としております。

61～65 ですが、「市立3校の跡地利用」についての御意見をいただいております。こちらにつきましては、「再編後の市立3校の既存施設については、今後、具体的に検討してまいります。」としております。

次に、66～76 ですが、「生徒や保護者、学校関係者の意見をよく聞き、丁寧に説明すべきである。」といった趣旨の御意見をいただいております。こちらにつきましては、「市立高等学校の在り方については、中学生や在校生、保護者へのアンケートも行いながら審議会で審議を重ねていただき、今後、方針に基づき、教育カリキュラム等の具体的な検討を進める際は、教職員等関係者とともに協議を進めてまいります。また、中学生や保護者の不安を払拭し、理解していただけるよう、進路選択への影響に配慮しながら説明に努めてまいります。」としております。

以上が、この度実施いたしましたパブリック・コメントの主な意見とそれに対する市の考え方でございます。

それでは、方針（案）を御覧ください。パブリック・コメント制度は、計画等を立案する過程で、その趣旨や内容を公表し、これらについて提出された意見を考慮して、計画等の意思決定を行うものでございますが、この度いただいた御意見につきましては、大きく方針（案）の修正に関わるものはないものと判断いたしました。したがって、昨年11月30日の教育委員会において御説明し、皆様からの御指摘に基づき一部修正をいたしました、こちらの内容をもって、在り

方方針とさせていただきたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

少人数になっていくので、大きくして学習をより良くなる形にしながら、少人数学習も含めて、手厚い学習を行っていきます、とあり、相反する手法を両立させるような回答になっています。少人数学級と少人数学習の意味は違うかと思いますが、もう少し分かり易く、丁寧にすべきかと思いますが、いかがですか。

また、附属中学の件ですが、姫路市は小中一貫を進めています、附属になると中高一貫となります。1校だけのため姫路市全域からの受検となって、扱いが特殊となり、その中で小中一貫との教育の仕方のズレが出てくると思います。どういった性格を持たせるのか、敢えてズレさせているのかといった意図や双方に与える影響を明示されたほうが良いと思いますが、いかがですか。

(答)

委員御指摘のとおり、我々は少人数学級と少人数学習を分けて使っております。少人数学習については、科目によっては、単位制を選んだ時に少ない人数で行える形をとっていきたいということ、少人数学級というと高校の場合1クラス40人が定員ですが、30人でやるとなると先生の配置等で中々難しいところがあります。ここで詳しい内容を書くのは難しいかもしれないので、我々が行いたい少人数学習の具体的な内容をこれから学校の計画を立てる段階でもう少し踏み込んで示して行けるかと思えます。

中高一貫につきましては、小学生を出た段階で市外・県外に出ていく子供たちの受皿の一つとしてやりたいと思います。その中でしっかりと教育を行って、その成果を他の小中学校に還元していきたいと思えます。それにつきましても、これから検討する話になりますが、具体的にお示しする時には、もう少し分かり易く明示していきたいと思えます。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第48号 姫路市立高等学校在り方方針の策定について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第48号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、  
報告事項の1 姫路市立荒川小学校の過大規模化への対応について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 報告事項の1について説明)

荒川小学校区につきましては、児童数の増加が続いており、これまで校舎内の教室改造などで対応してまいりましたが、いよいよ抜本的な対策が必要な状況となっておりますので、その内容について説明するものです。

「1状況」ですが、(1)に荒川小学校の児童数の状況を載せております。令和4年度は5月1日現在の児童数、その後は、新入生の人数を住民基本台帳上の人口を載せています。実際には、転入転出、荒川小学校以外の学校に通うケースなどがありますが、ここでは、そういった要素は加味しておりませんが、継続して児童数が増加する傾向にあることが分かります。

次に、(2)の校区人口の状況ですが、荒川校区は、英賀保駅周辺土地区画整理事業やJR新駅設置事業の進展等により、今後も校区内への人口流入傾向が続くことが見込まれます。

次に、(3)学校地域協議会ですが、学校の過大規模化について対応が必要な小学校として、令和3年6月から、荒川校区の自治会長やPTA、学校長等により学校地域協議会を設置し、意見交換を行ってまいりました。その結果、令和4年6月には、新たな学校の設置を要望する内容の報告書が提出されました。ここでは触れませんが、その概要版を参考に添付しております。

これらの状況を踏まえ、「2方針」ですが、荒川校区は、今後も児童数が増加する傾向が続くことが見込まれることから、現在、32学級ある荒川小学校の適正規模化を図るため、玉手用地に荒川校区の南地域を校区とする(仮称)荒川南小学校の新設を進めることとしたいと考えております。

「3(仮称)荒川南小学校の設置時期」ですが、令和11年4月開校を目指します。但し、できるだけ早期に状況を改善するため、地域への説明や事業の進め方などを具体的に進める中で工夫し、スケジュールの短縮に努めてまいります。

「4スケジュール」につきましては、来年度は、具体的な新校設置計画の検討、決定。令和6年度～10年度にかけて、設計及び工事を予定しております。

「5校区について」は、荒川小学校区学校地域協議会からの報告書における提案のとおり、新校の通学区域は、JR山陽本線以南及び苫編地域全域を基本といたしますが、具体的な区域については、今後調整を進めてまいります。

最後に、「6玉手用地」として、建設予定地を載せております。面積といたしましては、約2.5haあり、小学校用地としては十分な広さを有しております。

今後、具体的に市長部局と協議しながら、(仮称)荒川南小学校の設置に向けて準備を進めてまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

JRを境にして北と南に分けた場合の小学生の人数比率は今の所どうなりますか。

(答)

令和4年度の数字を見ますと北58.5%、南41.5%になります。年数が経ちま

すと苦編が区画整理の影響で増えますので、令和 10 年度の見込みは、北約 52%、南約 48%になります。ただし、今後新駅が出来ますと新駅に近い地域でンション等が建設されてくると予想より増えてくるかと思えます。そのため、今の段階で対応する必要があります。

(問) 新しい小学校は今の荒川小学校と同じ規模になりますか。

(答) 今の荒川小学校はかなり大きいため、それに比べると半分程度の規模になります。今の見込みでは、大体 1 学年 3 クラスですが、特別支援学級や少し余裕を持たせますので、もう少し教室数としては増やした形になると思います。

(問) 今の玉手用地は宅地とありますが、現在はどのように使われていますか。

(答) 荒川の地域の方々がソフトボール等でグラウンドとして使用しています。

(問) 地図を見ますと、荒川小学校は校区の真ん中にありますが、新しい学校は校区の南側にあります。さらに、南の校区を編入することはありますか。

(答) この南側が英賀保や津田になりますが、一部を編入することは難しいです。当初協議を行ったとき、校区を変更する提案も行いましたが、否定されました。苦編、中地及び玉手は全体ですが町坪は線路を境に南と北で分かれる形で考えております。

(問) 校区替えが出来れば一番整理がつくかと思いますが、船場はあと 10 年経てばかなり児童数が減っている状況もあるかと思いますが。祭りがあり荒川は一つといった話がありましたが、町坪にも祭りがあるのに、なぜ南と北で分けるのでしょうか。元々の村である南 4 校区、北 4 校区で分けた方が後々話がまとまりやすいようにも思いますが、いかがですか。

(答) 委員のおっしゃるとおりで、地域の会長は町坪は一つと言われていました。しかし、住民説明会で地域の方が説明された時に、小学校の真南の町坪の方は比較的新しく区画整理で出来た家の方々に、荒川小学校に通わせるために家を建てたとの意見がありました。わざわざ、線路を超えて南の学校に行かなければならないのかといった意見がかなり強かったようです。アンケートをとりますと、線路で南と北に分ける意見が、地域の住民も保護者も約 70% ありました。そのため、町坪については、線路で南北に分けざるを得ず、この意見を覆すのは難しいと思います。個々の理由により校区外就学の可能性はありますが、町坪の子が自由にどちらの小学校に行くかを選ぶことはありません。

(問) 子ども会は荒川小学校でありますか、それとも町ごとですか。

- (答) 町ごとにあります。そのため、結果的に分かれざるを得なくなると思います。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、  
報告事項の3 教育委員会事務局における令和6年度の指定管理者制度更新対象施設について  
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (生涯学習課長 報告事項の3について説明)  
教育委員会事務局における令和6年度の指定管理者制度更新対象施設は「そうめん滝キャンプ場」でございます。  
2施設概要について御説明いたします。このキャンプ場は、姫路市砥堀に所在しており、昭和56年3月に開設した施設でございます。敷地面積は62,495.00㎡、敷地は全て借地で、年間借地料は699,700円で、管理棟などの建物の延床面積は289,49㎡でございます。管理者方法は、現在、非公募での指定管理者制度を導入しており、地元の上砥堀自治会が指定管理者となっております。利用人数についてでございますが、平成21年度から令和3年度までの延べ利用人数を記載しております。年々利用者が減少している状況でございます。  
3今後についてでございますが、現指定管理期間は令和5年度末で終了いたします。  
現在、本施設は樹木の伝染病ナラ枯れの影響により休場中であり、再開を行うには、利用者の安全確保のため枯れた樹木約60本の伐採が必要になります。その費用負担や利用者の減少、建物の老朽化、借地解消等の課題があることから、令和6年度の指定管理者制度の更新については、関係者と協議しながら検討し、今後の方針を決定したいと考えております。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) この施設については、終了後そのまま放置することになりますか。
- (答) 先程説明しましたように、現在はナラ枯れの状態で休場しておりますが、実際に方針が決まり、借地を返す事態になりますと、元々市が設置しております管理棟は撤去し地権者に返すことになるかと思えます。具体的な方向性、施設の継続があるのかも含めて関係者と協議を行っている所であります。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思います。

- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。  
事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、3月23日木曜日の午後2時に開催していただき  
きたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、3月23日木曜日の午後  
2時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、3月23日木  
曜日の午後2時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。  
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。  
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた  
します。

○ 散 会 (午後3時42分)